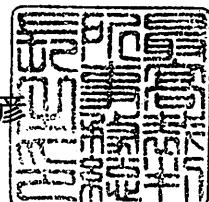


令和元年7月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、6月25日付け「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」のとおり主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

全国の下級裁判所の所持品検査の実施状況について取りまとめた文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月21日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った上、対象文書を開示した。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書のうち、最高裁判所が開示しないこととした部分には、全国の家庭裁判所における金属探知機を利用した警備の実施状況に関する情報が記載されている。これらの情報は、公にするといずれも公共の安全と秩序の維持に支障が生じたり、法廷運営や警備事務の適正な遂行に支障が生じたり

する情報に該当し、行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当する。

- イ なお、苦情申出人は、裁判所の所持品検査の内容が、インターネットでそれなりに公表されているとして、本件対象文書の不開示部分の全部が不開示情報に相当するとはいえないと主張する。しかし、本件対象文書の不開示部分に記載された情報は、裁判所として公表していない。
- ウ 以上の理由から、本件対象文書の不開示部分に関する原判断は、相當である。